

編	章	節	該当箇所	頁	現行（列幅40）	修正案（列幅55）	理由
風水害対策編							
風水害	1			1-1			ヘッダを2行にして節まで記載 フォントをUDフォント（BIZ UDゴシック）に変更
		3	第1 自然環境の特性 2 河川	1-2	（1）利根川 なお、利根川は、一級河川として国が管理を行っており、国土交通省利根川上流河川事務所の管轄となっている。 （2）鬼怒川 なお、鬼怒川は、利根川と同様に一級河川として国が管理を行っており、滝下橋を境として上流側が国土交通省下館河川事務所、下流側が国土交通省利根川上流河川事務所の管轄となっている。	（1）利根川 なお、利根川は、一級河川として国が管理を行っており、 <u>市域を流下する区間は国土交通省利根川上流河川事務所の管轄となっている</u> 。 （2）鬼怒川 なお、鬼怒川は、利根川と同様に一級河川として国が管理を行っており、滝下橋（ <u>県道取手豊岡線</u> ）を境として上流側が国土交通省下館河川事務所、下流側が国土交通省利根川上流河川事務所の管轄となっている。	利根川を管轄する河川事務所が複数あるため修正
			第3 土砂災害警戒区域等の状況	1-3	凡例 急傾斜地崩壊危険箇所 Ⅰ：人家5 戸以上等の箇所 Ⅱ：人家1～4 戸の箇所 Ⅲ：人家はないが今後、新規の住宅立地等が見込まれる箇所 ○急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ（表省略） ○急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ（表省略） ○急傾斜地崩壊危険箇所Ⅲ（表省略）	（削除） ○急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ（ <u>人家5戸以上等の箇所</u> ）（表省略） ○急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ（ <u>人家1～4戸の箇所</u> ）（表省略） ○急傾斜地崩壊危険箇所Ⅲ（ <u>人家はないが今後、新規の住宅立地等が見込まれる箇所</u> ）（表省略）	凡例に応じて表が区分されているので、凡例の説明はタイトルに記載 前回改定から追加指定なし
			第4 風水害の歴史 1 県における被害風水害	1-4	表タイトル「県の風水害被害」	「県の被害風水害」	防災会議委員意見
			第4 風水害の歴史 1 県における被害風水害	1-4	（記載なし） （前文省略） 県の風水害被害（昭和16 年以降）（表省略）	<u>1 県における被害風水害</u> （前文省略） 県の風水害被害（昭和16年以降 ）（表更新）	表は資料編へ移動
			第4 風水害の歴史 2 国内の風水害	1-4	（記載なし）	平成7 年以降の過去30年間、国内において災害をもたらした気象事例は下表に示すとおりである。 国内において災害をもたらした気象事例（平成7 年以降）（表省略） ※資料：気象庁HP （ <u>「災害をもたらした気象事例」</u> https://www.data.jma.go.jp/stats/data/bosai/report/index.html ）	表は資料編へ移動 震災編に合わせて過去30年とした
	2	2	第3 浸水被害防止対策の推進	2-2	第3 治水計画 河川の整備、内水施設の整備を推進するとともに、洪水関連情報等の提供と啓発を通じて、市民等の安全確保対策の強化を図る。 （表省略）	第3 浸水被害防止対策の推進 河川の整備による外水氾濫対策、雨水排除施設の整備による内水氾濫対策を推進することにより、 <u>近年、激甚化している浸水被害の軽減を図る。</u> （表更新）	他の項に合わせて「浸水被害防止対策の推進」に修正情報の発信は○へ移動
			第3 浸水被害防止対策の推進 1 河川整備の推進	2-2	利根川、鬼怒川、小貝川は、国土交通省の直轄河川で、河川氾濫等の災害防備対策が進んでいる。市は、国県の実施する協議会等に参加し、今後過去に例を見ない気象現象、正確な予想が困難な局地的な大雨・短時間強雨（以下「ゲリラ豪雨」という。）などによる水害等に備え、総合的な治水対策の推進を求める。	<u>近年、令和元年度東日本台風など大規模な水害が頻発し、今後も気候変動による降水量の増大に伴い、水害の激甚化・頻発化が予測されている。このような水害リスクに備えて、国及び県では、河川管理者等が主体となって行う治水対策に加え、河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策である「流域治水」への転換を進めている。</u> <u>国土交通省の直轄河川である利根川、鬼怒川、小貝川の流域においても、関係者による流域治水協議会を設置し、流域全体で取り組むべき治水対策の内容を「流域治水プロジェクト」としてとりまとめ、流域治水を計画的に推進している。市は、鬼怒川、小貝川流域治水協議会の構成自治体として、総合的な治水対策を推進している。</u>	国管理河川については「流域治水」について加筆 ゲリラ豪雨については内水氾濫関連として2 で記載した

編	章	節	該当箇所	頁	現行（列幅40）	修正案（列幅55）	理由
			第3 浸水被害防止対策の推進 2 内水施設の整備	2-2	2 内水施設の点検・操作 市は、集中豪雨等により内水処理機能が飽和状態に達して発生する家屋の床上、床下浸水等を未然に防止するため、樋門、樋管の管理点検・操作を行う。	2 内水施設の整備 市は、 <u>近年頻発している、正確な予想が困難な局地的な大雨・短時間強雨（以下「ゲリラ豪雨」という。）や、前線の活動に伴う集中豪雨等により内水処理機能が飽和状態に達して発生する家屋の床上、床下浸水等を未然に防止するため、樋門、樋管の管理点検・操作を行う。</u>	
			第3 浸水被害防止対策の推進 3 地下空間の浸水対策	2-2	7 地下空間の浸水対策 （2）地下空間の実態把握 市は、地下駐車場、道路等のアンダーパスといった地下空間の浸水被害が発生しそうな施設等について、関係機関と連携し実態調査に努め、最新の危険箇所の位置情報を把握する。	3 地下空間の浸水対策 （2）地下空間の実態把握 市は、地下駐車場、道路等のアンダーパスといった地下空間の浸水被害発生のおそれがある施設等について、関係機関と連携し実態調査に努め、最新の危険箇所の位置情報を把握する。	浸水被害防止対策として、第4から移動
					第4 市民等の安全確保対策（省略）	(削除) (以下採番修正)	まちづくりの内容と異なるので第4節へ移動
					第5 竜巻災害時の安全確保（省略）	(削除) (以下採番修正)	まちづくりの内容ではないので第3節へ移動
		3	第6 要配慮者利用施設の避難確保対策 2 洪水予報等の伝達方法	2-4	本計画 同章 第2 節 第4 1「洪水関連情報の提供と啓発」を準用する。	本計画 同章 第4 節 第1 1「洪水関連情報の提供と啓発」を準用する。	
			第1 2 竜巻災害時の安全確保	2-6	第5 竜巻災害時の安全確保 (省略)	第1 2 竜巻災害時の安全確保 (省略)	第2 節から移動
		4	第1 防災教育	2-8	災害による被害を最小限にとどめるためには、市民の一人ひとりが日頃から風水害に対する認識を深め、災害から自らを守り（自助）、お互いに助け合うという意識と行動（共助）が必要である。このため、市は、県や防災関係機関とともに、防災教育活動（公助）を推進する。 また、防災対策要員（職員）は、市民の先頭に立って対策を推進していく必要があるため、各種災害とその対策に関する知識と高い意識を身に付けられるよう防災教育・訓練に努める。 なお、防災教育・訓練を実施する際、要配慮者対策に十分考慮するとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するように努める。 地震災害対策編 第3章 第4 節 第1「防災教育」を準用する。	<u>風水害は予測可能な災害であり、その被害を軽減させるためには、市民自らが防災ハザードマップ等により地域の危険性を把握しておくとともに、気象予報・警報等の発表と、それに基づき発令される避難情報に応じた行動をとり、災害発生前に安全を確保することが重要である。</u> <u>市は、市民自らが適切な避難行動をとれるよう、平時から風水害に関する知識・情報等の提供に努めるものとする。</u> (表省略) <u>その他の事項については、地震災害対策編 第3章 第4 節 第1「防災教育」を準用する。</u>	
			第1 防災教育 1 洪水関連情報等の提供と啓発	2-8	(記載なし)	(3) 市、県及び防災関係機関は、主に洪水浸水想定区域内など、 <u>水害のおそれがある地域の住民を対象に、ハザードマップを活用した居住地域の災害リスクや避難先の確認、避難指示等の行政が発信する情報や避難のタイミングの確認及び自分が水害時に何をすべきかを時系列に一覧表に整理するマイ・タイムラインの作成などの住民参加型ワークショップを開催し、地域の災害リスクと適切な避難行動の理解促進を図る。また内水氾濫に関しても、内水ハザードマップを作成している。</u>	県計画に準じて修正
			第2 防災訓練	2-8	この際、より実践的な発災対応型訓練を行うことにより、訓練の結果から得られた課題、検証の結果を踏まえ、次年度へフィードバックし、修正・対応するとともに、マニュアル等の修正、仕組や対策の具体的な見直しを行う。	この際、より実践的な発災対応型訓練を行うことにより、訓練の結果から得られた課題、検証の結果を踏まえ、修正・対応するとともに、マニュアル等の修正、仕組や対策の具体的な見直しを行う。	

編	章	節	該当箇所	頁	現行（列幅40）	修正案（列幅55）	理由
	3	1		3-1	市は、市内及び近隣市町において風水害が発生した場合、（中省略）また、風水害が予想されるか、発生した後、あらかじめ定められた職員は勤務時間内、時間外を問わず速やかに参集し、所定の業務に当たるものとする。	市は、市内及び近隣市町において風水害が発生、又は発生のおそれがある場合、（中省略）また、風水害が発生、又は発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた職員は勤務時間内、時間外を問わず速やかに参集し、所定の業務に当たるものとする。	
		2		3-1	風水害発災前後の気象情報、災害情報及び関係機関からの活動情報は、応急対策を効果的に実施する上で必要不可欠である。 このため必要な通信・情報手段を確保し、災害情報の収集・伝達を迅速に行い、それを的確に分析し活用しなければならない。また、県、関係機関等に対する報告、市民等に対する広報等は、機を失せず適時・適切に実施する。	風水害発災前後の気象情報、災害情報及び関係機関からの活動情報は、災害応急対策を効果的に実施する上で必要不可欠である。 このため必要な通信手段を確保し、災害情報の収集・伝達を迅速に行い、それを的確に分析し活用しなければならない。また、県、関係機関等に対する報告、市民等に対する広報等は、 <u>時機を失することなく適時・適切に実施する。</u>	
				3-1	（表省略）	（表更新）	
			第1 気象情報の種類及び発表基準等 1 警戒レベルを用いた防災情報	3-2	（記載なし）	警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。 「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて5段階の警戒レベルにより提供する。 【警戒レベルを用いた防災情報】 （表省略）	県計画に準じて追記 警戒レベルは色に意味を持たせているのでカラー表示
			第1 気象情報の種類及び発表基準等 2 特別警報・警報・注意報	3-2	1 気象情報 【気象情報の定義】（表省略） 【守谷市の警報・注意報等の発表基準】（表省略） 【基準表の見方】（表省略）	2 特別警報・警報・注意報（以下採番修正） 【特別警報・警報・注意報の概要】（表更新） 【守谷市の警報・注意報等の発表基準】 <u>令和5年6月8日現在</u> （表更新） 【基準表の見方】（表更新）	気象庁HPの基準一覧表に基づき修正 空欄の項目は削除せず元資料のとおり記載 （過去の他自治体の修正時に、そのまま記載するように気象台からの意見があったため）
			第1 気象情報の種類及び発表基準等 3 洪水予報	3-4	国土交通省が洪水により重大な被害が生ずるおそれがあると認めて、国土交通省関東地方整備局と気象庁が共同で発表する利根川の洪水予報、国土交通省下館河川事務所と水戸地方気象台が共同で発表する鬼怒川、小貝川の洪水情報は、次のとおりである。	国土交通省が洪水により重大な被害が生ずるおそれがあると認めて、国土交通省関東地方整備局と気象庁が共同で発表する利根川の洪水予報、国土交通省下館河川事務所と水戸地方気象台が共同で発表する鬼怒川、小貝川の洪水 <u>予報</u> は、次のとおりである。	
				3-4	（1）洪水予報の種類 （表省略）	（1） <u>指定河川</u> 洪水予報の種類 （表更新）	県計画で警戒レベルと関連付けた表を記載しているので差し替え
			第1 気象情報の種類及び発表基準等 4 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	3-5	発生の高まり また、大河川で洪水のおそれがあるときに発表される指定河川洪水予報（注4）についても表示しており、中小河川の洪水危険度とあわせて確認することができる。 《洪水警報の危険度分布》（表省略） 《洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）表示例》（図省略）	発生のおそれの高まり また、大河川で洪水のおそれがあるときに発表される指定河川洪水予報（注4）や <u>国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライ</u> <u>ン）</u> についても表示しており、中小河川の洪水危険度とあわせて確認することができる。 《洪水警報の危険度分布》（表更新） 《洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）表示例》（図更新） <u>（気象庁HPより）</u>	表を差し替え（気象庁HP掲載） 表示例を差し替え（気象庁HP掲載）

編	章	節	該当箇所	頁	現行（列幅40）	修正案（列幅55）	理由
			第2 情報の収集・伝達・報告	3-7	地震災害対策編 第4 章 第2 節 第1「情報の収集・伝達・報告」を準用する。 【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」（第4 章 第2 節 第1）	市は、国（気象庁、国土交通省）及び県が行う気象情報の発表を、積極的に種々の情報入手手段等を通じて入手するとともに、水戸地方気象台の活用、国土交通省利根川上流河川事務所及び同下館河川事務所とのホットラインを活用し情報を共有する。 また、リエゾン（注1）要請及びリエゾン派遣による情報共有・支援機材要請等において密接に協力を図る。 （注1）：連絡要員のこと 【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」（第4章 第2節 第1）	予防計画第2章第4から移動
			第4 通信手段の確保	3-7	地震災害対策編 第4章 第2 節 第3「通信・情報手段の確保」を準用する。	地震災害対策編 第4章 第2 節 第3「通信手段の確保」を準用する。	
		3		3-7	大規模な風水害が発生した場合、その災害応急対策活動には膨大な労力と諸機材等を必要とすることから、市は、市の行政機関だけでは対応が不十分となり、関係機関等への要請が必要と判断した場合、躊躇し時機を失することなく派遣・応援要請を行うものとする。この際、円滑な受援体制を確保するため、事前の十分な準備と調整、災害情報・被災者情報等の収集に留意する。	大規模な風水害が発生した場合、その災害応急対策活動には膨大な労力と諸機材等を必要とすることから、市は、市だけでは対応が不十分で、関係機関等の応援が必要と判断した場合、時機を失することなく派遣・応援要請を行うものとする。この際、円滑な受援体制を確保するため、事前の十分な準備と調整、災害情報・被災者情報等の収集に留意する。	
		4		3-8	大規模な災害が発生した場合、被害を軽減するため広範囲な対策を講じ、市民の安全を確保していかなければならない。このため、急激に増加する緊急輸送需要に対応し、支援物資等の物流状況の的確な把握と円滑な物流システムの運営を実施するとともに、効果的かつ組織的な活動と関係機関等と協力・連携した消火、救助・救急活動、医療活動を推進し、併せて、二次災害の防止策を講じることが重要である。 また、これを支える市職員等の対応能力を向上させるための施策と適正な財政措置を講じる。この際、災害対応行動を迅速・確実にするため、使用する燃料を確保することに留意する。 （表省略）	大規模な災害が発生した場合、被害を軽減するため適切な対策を講じ、市民の安全を確保しなければならない。このため、急激に増加する緊急輸送需要に対応し、支援物資等の物流状況の的確な把握と円滑な物流システムの運営を実施するとともに、効果的かつ組織的な活動と、関係機関等と協力・連携した消火、救助・救急活動、医療救護活動を推進し、併せて、二次災害の防止策を講じる。 この際、災害対応を迅速・確実にするため、使用する燃料を確保することに留意する。 （表更新）	次の文とつながらないので削除
			第5 対応能力向上活動 3 職員動員計画	3-9	3 24 時間勤務体制移行計画 地震災害対策編 第4 章 第4 節 第5 3「24 時間勤務体制移行計画」を準用する。	3 職員動員計画 地震災害対策編 第4章 第4 節 第5 3「職員動員計画」を準用する。	
		5		3-9	大規模な災害発生、または発生の恐れのある場合は、市民の安全を確保するため迅速・的確に避難誘導を行うとともに、被災した市民に対しては、早期に安全な避難所に避難できるよう、各自治会等と協力して避難所を開設する。この際、安心して避難ができるように努めるとともに、市民による安定した運営ができるように協力・指導する。 また、避難生活における健康の確保について保健師活動、防疫、食品衛生、精神保健の方向からのケアに留意する。	大規模な災害の発生、または発生の恐れのある場合は、市民の安全を確保するため各自治会等と協力して避難所を開設し、迅速・的確に避難誘導を行う。この際、避難所の安全を確認し、安心して避難ができるように努めるとともに、市民による安定した運営ができるように協力・指導する。 また、避難生活における健康の確保について、保健師活動、防疫、食品衛生、精神保健の面からのケアに留意する。	
				3-9	（表省略）	（表更新）	

編	章	節	該当箇所	頁	現行（列幅40）	修正案（列幅55）	理由
			第1 避難・誘導 1 市が発令する避難情報	3-10	6 市が発令する避難情報 市は、避難が必要な区域に対し下記の避難情報を、本章第2節第5－2「タイムラインの運用」に基づき、機を失することなく的確に判断し発令する。この際、機を失せず、空振りをおそれてはならない。 （1）警戒レベル3（高齢者等避難） 警戒レベル3 高齢者等避難とは、災害が発生するおそれがある状況で、災害リスクのある危険な場所から「高齢者等」が避難する情報である。なお、高齢者等の「等」には、障がいのある人等避難に時間を要する人や避難支援者が含まれる。	1 市が発令する避難情報（以下採番修正） 市は、避難が必要な区域に対し下記の避難情報を、 <u>本章第5節第1－2「タイムラインの運用」</u> に基づき、 <u>時機</u> を失することなく的確に判断し発令する。この際、空振りをおそれてはならない。 （1）警戒レベル3（高齢者等避難） 警戒レベル3 高齢者等避難とは、災害が発生するおそれがある状況で、災害リスクのある危険な場所から「高齢者等」が避難する情報である。	予防第4節第4から移動
			第1 避難・誘導 2 タイムラインの運用	3-11	また、「守谷市災害時初動対応マニュアル」、「守谷市災害時行動マニュアル」に基づき、利根川、鬼怒川、小貝川の「台風による洪水を対象とした避難指示発令等に着目したタイムライン」を、機会を失することなく的確に運用する。	また、「守谷市災害時初動対応マニュアル」、「守谷市災害時行動マニュアル」に基づき、利根川、鬼怒川、小貝川の「台風による洪水を対象とした避難指示発令等に着目したタイムライン」を、 <u>時機</u> を失することなく的確に運用する。	
			第1 避難・誘導 3 土砂災害警戒地域への情報伝達	3-11	地震災害対策編 第4章 第5節 第1「避難・誘導」を準用する。 【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」（第4章 第5節 第1）	【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」（第4章 第5節 第1）	
		6		3-12	大規模な災害が発生した後、被災した市民の不安、混乱等を防止し、生活を安定させるため、市民目線で、きめ細やかな被災者生活支援を行う必要がある。このため、被災者のニーズ、被害状況を的確に把握し、広報活動、生活物資の供給を推進し、関係機関等と密接に連携・調整し、ボランティア活動支援、要配慮者支援対策、帰宅困難者対策を適切に実施する。 また、応急教育・保育等対策については、乳幼児、児童、生徒の安全対策を講じ、開始の準備を進め、教育・保育再開に努める。 さらに、ペット保護対策については、関係機関との協力体制を確立し、被災ペットの保護、適正飼養に努める。 （表省略）	大規模な災害が発生した後、被災した市民の不安、混乱等を防止し、生活を安定させるため、市民目線で、きめ細やかな生活支援を行う必要がある。このため、被災者のニーズ、被害状況を的確に把握し、広報活動、生活物資の供給を推進し、関係機関等と密接に連携・調整を <u>図りつつ</u> 、 <u>各種の施策</u> を適切に実施する。 また、乳幼児、児童、生徒の安全対策を講じ、教育・保育の <u>早期再開</u> に努める。 さらに、関係機関との協力体制を確立し、被災ペットの保護、適正飼養に努める。 （表更新）	
			第2 生活物資の供給 1 食料等の供給	3-12	食糧	食料	
		8		3-13	災害による被害に対し、市の応急・復旧・事後処理を如何に円滑・的確に実施できるかで、その後の市民生活の安定を確保するための復旧・復興業務の成否を左右する。このため、被害状況等を確実に把握し、関係法令等に基づき適正かつ迅速に実行するとともに、関係機関等と密接に連携し、情報を共有する。	災害による被害に対し、市の応急・復旧・事後処理を円滑・的確に実施し、その後の復旧・復興業務を <u>早期に開始する必要がある</u> 。このため、被害状況等を <u>確実に</u> 把握し、関係法令等に基づき <u>事後処理等を適正かつ迅速に</u> 実行するとともに、関係機関等と密接に連携し、情報を共有する。	
		10		3-15	利根川、鬼怒川、小貝川における洪水が発生した場合（中省略）被害状況の早期把握、避難誘導・救出等に関し迅速な対応を実施し、市民の安全を確保する。	利根川、鬼怒川、小貝川において洪水が発生した場合（中省略）避難誘導・救出等に関し迅速な対応を実施し、 <u>孤立地区住民の安全</u> を確保する。	
				4-1	（表省略）	（表更新）	

編	章	節	該当箇所	頁	現行（列幅40）	修正案（列幅55）	理由
		1	第1 罹災証明書の発行	4-1	り災	罹災	「り災」について 県計画は「罹災」表記 H25の災対法改正で「罹災 証明書の交付」が市町村長 の義務として位置づけられ たため、これに倣って漢字 表記とする傾向にあるため 修正
		3		4-2	（表省略）	（表更新）	
		4		4-2	（表省略）	（表更新）	